第１回松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会　会議録

１　日　　時　　令和７年２月１３日（木）　１３：３０～１６：５０

２　場　　所　　美保関文化交流館会議室

３　出 席 者　　別記のとおり

４　次　　第

１．開会
２．松江市文化スポーツ部長あいさつ
３．自己紹介（資料１）
４．保存審議会の役割と活動について（資料２）
５．会長及び副会長の選出
――現地視察――
６．報告
（１）重要伝統的建造物群保存地区選定に向けたこれまでの取り組み（資料３）
７．議事【非公開】
（１）伝建地区範囲（案）について
（２）伝統的建造物群保存地区保存活用計画（案）について
１．伝統的建造物（特定物件）（案）
２．修理、修景、許可基準（案）
３．その他　経費補助（案）
８．その他

５　会議経過　　別記のとおり

６　事 務 局　　松江市文化スポーツ部文化財課

出席者

【委　員】９名　※三角委員は欠席
【アドバイザー】１名

役職	分野	氏名	所　属　及　び　役　職　名
会長	建造物	和田　嘉宥	米子工業高等専門学校　名誉教授
副会長	建造物	島田　敏男	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所　特任研究員
委　員	建造物	足立　正智	一般社団法人島根県建築士会　相談役 建築設計事務所　飴屋工房
委　長	建造物	坪倉　菜水	一般社団法人島根県建築士会　会長 コクーン設計舎　代表
委　員	都市・建築	細田　智久	島根大学総合理工学部 建築デザイン学科　教授
委　員	住　民	戎谷　省吾	美保関町自治会代表
委　員	住　民	大皷　裕次	松江観光協会美保関町支部　副支部長 太皷醤油店
委　員	住　民	波多野真代	美保関まちなみ研究会 松江市地域おこし協力隊
委　員	住　民	北國　里美	美保関まちなみ研究会 株式会社　北國
ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ	－	増田　浩太	島根県教育庁文化財課文化財係　主幹

【事務局】５名

役職	分野	氏名	所属
事務局	－	桑原　賢司	文化スポーツ部長
事務局	－	尾添　和人	文化財課長
事務局	－	山崎　美沙	文化財課 歴史まちづくり係長
事務局	－	作野　達彦	文化財課 歴史まちづくり係
事務局	－	不動寺海斗	文化財課 歴史まちづくり係

会議経過

１．開会

（文化財課　尾添課長）

文化財課の尾添でございます。本日は「松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会」の開催にあたり、委員の皆様には、ご多用中のところ、ご出席を賜り、ありがとうございます。議事に入るまで、私の方で司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、松江市文化スポーツ部長 桑原 賢司よりご挨拶を申し上げます。

２．文化スポーツ部長　挨拶

（文化スポーツ部　桑原部長）

松江市文化スポーツ部長の桑原でございます。

本日はご多忙のところ、「第１回松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会」に出席いただき、誠にありがとうございます。また、平素より文化財行政についてのご指導、ご助言、また、調査・研究へのご協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

さて、松江市では、歴史文化を活かしたまちづくりを進めるため、美保関地区の「重要伝統的建造物群保存地区（通称：重伝建）」の選定を目指しており、昨年の１２月には、松江市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定しました。本日は記念すべき第１回目の審議会となります。

ここ、美保関は、江戸時代からの町並みや伝統的な建物、祭礼行事などが今も残っている地区です。この歴史的な町並みを、市民共有の財産として価値づけをし、次の世代へも継承していくため、「伝建」の制度を導入したいと考えています。

伝建地区になると、建物の修繕や改築などに制限がかかることになりますが、これから皆様に議論いただく修景基準等を守っていただくことで、行政からの補助も行うことができます。伝建制度を活用して、地域にお住いの方々と協力しながら、美保関のまちづくりや活性化にもつなげてまいりたいと思っております。

松江市としましては、美保関の景観や歴史文化を次の世代まで残すことにより、松江市全体で、地域資源に囲まれた暮らしを楽しむことができるような、心豊かなまちづくりを進めていきたいと思っています。

これから、委員の皆様のご意見をお聞きして策定します「保存活用計画」は、美保関の目指すべき姿ともなりますので、美保関地区の重伝建選定後のまちづくりのため、本日は、委員の皆様方に活発な議論をいただきたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

３．保存審議会の役割と活動について（成立報告）

（文化財課　尾添課長）

次第の順番ですと次は自己紹介ですが、先に次第４の「保存審議会の役割と活動について」事務局から説明いたします。

（文化財課　山崎係長）

歴史まちづくり係の山崎です。資料２をご覧ください。松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会の役割と活動、スケジュールになります。

まず、（１）の審議会の役割です。この審議会は、「松江市伝統的建造物群保存地区保存条例」で設置しました「附属機関」です。審議会は、市長の諮問に応じて、伝統的建造物群保存地区の保存等に関する重要事項について、調査審議し、およびこれらの事項について市長に建議します。諮問と建議とは、諮問は意見を求めるという意味で、この審議会は市長の意見に応じて、調査審議を重ねて、市長に意見を申し立てるという会となります。

（２）審議会の活動になります。任期は２年です。再任もあります。また、審議会は年２回程度の開催を予定しています。審議内容としては、重伝建選定前と、選定後で異なっていますが、選定前までは、「保存地区の決定」「保存活用計画の内容」「修理・修景・許可基準」などについて、ご意見をいただく予定です。重伝建選定後は、具体的な修理･修景事業等の協議、現状変更行為の許可について、審議していただく予定です。

（３）スケジュールです。重伝建選定までのところで、審議会を７月と１２月の２回の開催を考えています。第２回目は、７月頃に行い、地区範囲案や保存活用計画について議論いただきます。第３回目は、１２月を予定していますが、ここで、市長の諮問に応じて、最終の地区決定、保存活用計画の策定の答申をしたいと考えています。重伝建選定後は、令和８年度の第４回以降となりますが、具体的な事業の内容についてご審議いただく予定となっています。

資料２の説明については以上となります。

成立報告

（文化財課　尾添課長）

そうしますと、ここで審議会の成立報告をさせていただきます。本日は、三角委員が欠席となっております。つきましては、本日は９名の委員の皆様にご参加いただき、ご審議いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

「松江市伝統的建造物群保存地区保存条例」第１７条第３項の規定により、２分の１以上のご出席をいただいておりますので、開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。

４．自己紹介

（文化財課　尾添課長）

戻りまして、次第３「自己紹介」に移ります。皆様には委員就任の依頼をしま

したところ、１０名の皆様にご快諾いただき、厚くお礼申し上げます。
それでは、委員の皆様から、一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。

―――委員挨拶（省略）―――

ありがとうございました。また、本日審議会開催にあたり、島根県教育庁文化財課文化財係 主幹 増田浩太（ますだこうた）様に事務局よりアドバイザーとして出席をいただいております。増田様には、審議の際に、アドバイザーとして助言をいただきます。よろしくお願いいたします。

―――増田アドバイザー挨拶（省略）―――

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。文化スポーツ部長の桑原、文化財課から課長の尾添、歴史まちづくり係長の山崎、主任主事の作野、技師の不動寺です。以上が事務局でございます。
また、後ろの関係者席に座っておりますが、松江市の美保関支所の職員と、文化財係の職員です。伝建指定後の地域振興や文化財調査研究なども協力してやっていこうと思いますので、本日は関係者席にて参加をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

５．会長及び副会長の選出（現地視察の案内）

（文化財課　尾添課長）
続きまして、次第５「会長及び副会長の選出」に移ります。会長及び副会長については、条例第１６条第２項により、互選により定めることとなっております。
なお、副会長は、条例第１６条第４項の規定により、「会長の補佐および、会長が万一欠席の場合に、その職務を代理する」役割を担います。
委員の皆様からご発議がありますでしょうか。

―――発議なし―――

そうしますと、事務局の方から案を提示させていただきたいと思います。
会長は和田委員、副会長は島田委員におねがいしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

―――拍手―――

ありがとうございます。そうしますと、会長は和田委員に、副会長は島田委員にお願いいたします。和田会長におかれましては、今後２年間にわたり、会議の議長として、会務の総括にあたっていただきます。また、島田委員には、副会長として、会長を補佐していただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ひとことずつご挨拶をお願いいたします。

―――和田会長、島田副会長挨拶（省略）―――

ここからは、審議に入っていきますが、その前に、現地を視察をして、委員の皆様に保存地区を見ていただきたいと思います。担当の不動寺から、説明いたします。

（文化財課　不動寺）
それでは、本日の全体の流れを不動寺よりさせていただきます。本日は、まず、本審議会でご審議いただく美保関地区の現地視察をさせていただき、地区や建物の特徴などを説明させていただきます。その後、この会場に戻り審議の予定としております。現地視察は、時間の都合上、３０分程度としておりますので、スムーズな移動にご協力ください。
なお、審議会資料は多いため、現地視察の際に使う資料【資料４－４（地区範囲案 建物年代別分布）と資料７－３（美保関地区の特徴）について】は、別途バインダーで皆様のお手元に準備しておりますので、必要な方はお持ちください。お荷物はこの会場において行かれても構いませんが、貴重品は各自お持ちください。
ご準備ができました方から、本建物の出入口の前にお集まりください。不動寺がご案内いたしますので、ご準備いただけた方から、後について向かってください。

現地視察

―――現地視察（省略）―――

審議の部開会
（文化財課　尾添課長）
只今より「第１回松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会」審議の部を開会いたします。
委員の皆様、先ほどは、寒い中、現地視察をしていただき、ありがとうございました。ここからは、現地視察を行った美保関地区の伝建制度導入に向け、保存地区の範囲や保存活用計画の内容について、審議等をよろしくお願いいたします。なお、本審議会の終了時刻は１６時半頃を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。
そうしますと、ここからの議事進行は、和田会長にお願いしたいと思いますが、審議に入る前に、次第７「議事以降」につきましては、個人情報が含まれる内容となりますので、松江市個人情報保護条例の規定により、非公開とさせていただきたいと思います。本日の審議会は議事録を作成し、市ホームページに公開いたしますが、こちらについても次第７「議事以降」については非公開とさせていた

だきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
　それでは和田会長、よろしくお願いいたします。

（和田会長）

　それでは審議の方にうつりたいと思いますが、先ほど事務局より提案のありました次第７「議事以降」について、非公開にしたいということですが、委員の皆様いかがでしょうか。

―――委員、異議なし―――

　次第７「議事以降」については非公開とします。それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思います。

６．報告

（１）重要伝統的建造物群保存地区選定に向けたこれまでの取り組み

（和田会長）

　報告（１）報告事項「重要伝統的建造物群保存地区選定に向けたこれまでの取り組み」について、事務局から説明願います。

（文化財課　山崎係長）

　それでは、次第６．報告（１）重要伝統的建造物群保存地区選定に向けたこれまでの取り組みについて、説明をいたします。資料３をご覧ください。
資料３－１（１）これまでの取り組みです。黄色で塗った事項を中心に説明したいと思います。

　重伝建の取り組みの始まりは、【№１５】平成２８年度の文化庁文化財調査官の現地視察かと思います。その他にも、松江市としましては、平成３０年度、令和元年度、令和３年度にも、美保関が「重伝建」に向かえるかどうか、「重伝建」に選定されるには、選定基準というものがありまして、その基準に合致しそうかどうか、何回か調査官に現地を見ていただいています。

　また、【№１９】平成３０年度の松江市議会定例会において、議員から「美保関を重伝建にして、松江市の文化観光力を高めてはどうか」という議会質問がありました。それに対し、当時の松江市長は、「重伝建になれば、交流人口の増加につながり、境港市との連携した交流拠点にもなると見込まれるので、意欲的に取り組みたいと思う。ですが、重伝建の制度は、地域に暮らす住民に規制がかかってくるので、地域住民の皆様の考えが一番だと思います。」と回答しました。その後、松江市としては、自治会単位で住民説明会を開いたり、コロナ禍もあって、個別に聞き取り調査を実施したところです。

　また、【№３０】重伝建の説明会の参加者へアンケート調査を実施したところ、回答者の約８割が、「町並み景観に関心があり」、また、約６割が「町並みを後世に残したい」との結果でした。

　その結果を受け、松江市では、【№３２】伝統的建造物群保存地区保存対策調査を実施したところです。

また、【№.４０】令和４年度に、美保関の住民組織である「美保関まちなみ研究会」も設立され、住民と行政が一緒になって、重伝建の制度を学んだり、先進地へ視察をしたりしました。そこで学んだことを中心に、「みほのせき伝建だより」という広報誌を市で発行して、全住民に対して、お知らせしています。

令和４年度より２年間で実施しました、保存対策調査の結果、美保関地区の文化財的な価値が明らかとなりました。美保関地区を「伝建地区」として残すべき価値があるとの結果であり、この内容については、調査報告会で住民の方を中心にお伝えをしました。

そこで、【№.５３】令和６年の１２月に、伝建を決定していく手続きを定める条例である、「松江市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定いたしました。

続いて、（２）住民説明・意向確認状況になります。

令和３年度～６年度までの住民説明会の開催を表にまとめました。この４年間で合計８回の説明会を開催し、合計１８５名の方に参加いただきました。

また、先ほどの令和３年度に実施した住民アンケートでは、町並み景観に関心がある割合が、約８割となっています。

また、美保関まちなみ研究会で個別に聞き取りをされた結果によると、重伝建の制度導入については、おおむね賛同されているとのことでした。

続いて、（３）重伝建選定までの流れになります。

今、「①保存対策調査・報告書作成」～「③保存審議会の設置」まで進んでいます。今後、この審議会で審議を重ね、今年の１２月に、保存地区範囲の決定、保存活用計画の策定をしたいと思っています。

保存地区を決定しますと、まずは市の文化財である、「⑥伝統的建造物群保存地区」となります。そのうえで、市から文部科学大臣へ重伝建の選定の申し出を行い、国の文化審議会で諮問・答申されたのち、令和８年度に、美保関が重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）に選定される、という流れになります。

「重伝建」になりますと、国から支援を受けて建造物の修理や防災施設の整備ができるようになりますが、こちらは、令和９年度からの実施となる予定と考えております。

続いて、（４）伝建指定に関係する条例制定・改正になります。

まず、一つ目が「松江市屋外広告物条例」の改正です。今年の６月に改正の予定としています。「伝建地区」は、屋外広告物の掲出の「禁止地域」とするよう、国がガイドラインで定めていますので、それに従い、松江市屋外広告物条例を改正します。これまで、松江市には「伝建地区」がありませんでしたので、屋外広告物の地域区分のひとつである「禁止地域」に「伝建地区」を追加するという、条例の改正を行います。

「禁止地域」でも、基準に該当する規模であれば、広告物の掲出もすることができます。詳細は、「伝建だより第８号」のとおりです。来月に、景観審議会で

報告を行い、再来月には住民説明会も開催する予定です。

二つ目の条例が、「松江市重要伝統的建造物群保存地区における固定資産税の不均一課税に関する条例（仮称）」になります。こちらは令和８年６月の制定を予定しており、重伝建の選定後の適用となります。重伝建となった場合、伝統的建造物やそれ以外の建造物が建っている敷地について、減免を定める条例です。

国の文化審議会において重伝建の選定の答申があった後に、市で条例を制定します。適用は、令和９年度からを予定しています。

資料の３－２、３－３は、さきほど説明した令和３年度の住民アンケートの結果をまとめたものですので、またあとでご覧ください。

説明は以上となります。

質疑・応答

（和田会長）

事務局の説明が終わりました。先程の説明についてご意見・ご質問がございましたらお願いします。

（足立委員）

屋外広告物に関するルールは、この審議会で決めるのですか。それとも景観審議会で決めるのですか。

（文化財課　山崎係長）

屋外広告物に関するルールは、景観審議会のほうで決めます。この審議会では、審議いただかない予定となっております。

（足立委員）

色とか大きさとか等についてはまったく関係しないということでよろしいか。

（文化財課　山崎係長）

そうです。

（和田会長）

看板とかは、審議会である程度ひとつのモデルとかを作るといったことはないですか。

（文化財課　尾添課長）

禁止地域については、屋外広告物関係の条例にのっております。例えば、史跡の中にあった場合や、重要文化財などについては、禁止地域になっておりますので、伝建地区もその項目に追加するものとなっております。

（和田会長）

そういった審議は、この審議会ではおこなわないということでよろしいでしょうか。

（文化財課　尾添課長）

特別に伝建地区におけるルールというのは設けない予定となっております。

（和田会長）
　了解しました。

（足立委員）
　原則、禁止ということではまずいような気がしますが、何らかのルールがあって、ある程度の広告や看板などが掲出され、現在もある屋号の看板があったりしますが、それらも住民の皆さんが気にしてしまうと、取っ払うということになりかねないと思います。そういったことについて、この審議会で決めるべきこととなると思いますが、どうでしょうか。

（文化財課　尾添課長）
　すべての広告物が一切禁止ということではなく、広告物の面積が７㎡までであれば良いことや、色調についても落ち着いていればいいといったことが、既にルールとして載っておりますので、これらにあわせた広告物の掲出は可能となります。また、松江市のほうに事前に相談をいただく必要はありますが、その上で、掲出をしていただくことは可能となっております。

（和田会長）
　例えば、立て看板などそういったものについて、他の伝建地区では統一していこうといった動きもありますが、そういった話は、またこの審議会で提案していただき、話し合うといったことは可能でしょうか。

（文化財課　尾添課長）
　こちらの審議会でそういった意見がでたということは、景観審議会の担当課へお伝えします。

（和田会長）
　お願いします。

　次に、審議会次第の７番目、「議事」ですが、ここからは、非公開としますので、傍聴席の方は退室をお願いします。

―――傍聴席退室―――

７．議事【非公開】

８．その他・閉会

（文化財課　尾添課長）
　本日は、非常に長時間にわたる中、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。本日の資料については、またご覧いただきまして、言い忘れたこと等がありましたら、意見記入用紙をお配りしております。多くのご意見を頂戴できればと思いますので、記入いただき事務局までメール、郵送等で提出していただければと思います。いただいたご意見につきましては、事務局のほうで整理させていただき、第２回の審議会でみなさまにお返ししたいと思います。

なお、今後の審議会の開催日程については、第２回を７月頃、第３回を１２月頃に開催したいと考えております。第３回審議会では、本日の次第にもありました、保存地区範囲の決定、保存活用計画の策定のための、最終の審議会と考えております。

開催日程について、次回を７月中くらいと考えておりますが、いかがでしょうか。

―――特になし―――

また、議事につきましては、それぞれご相談をさせていただきたいと思います。そのうえで、第２回審議会の開催日も決まりましたら、皆様にご連絡をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第１回松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。